

◎政治資金規正法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本理念）</p> <p>第二条（略）</p> <p>3 政治資金の収支の報告に当たつては、<u>真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならない。</u></p> <p>（渡切りの方法による支出の禁止）</p> <p>第八条の二の二 政治団体の経費の支出は、<u>当該政治団体の役員又は構成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。</u></p>	<p>（基本理念）</p> <p>第二条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して<u>抛出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の抛出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。</u></p> <p>2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たつては、<u>いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(政党から支出を受けた公職の候補者のする支出に係る通知及び記載)

(削る)

第十三条の二 政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、当該政党からの支出(第十二条第一項第二号の person 費、光熱水費その他の総務省令で定める経費の支出を除く。

以下この条において同じ。)で金銭によるものを受けたときは、当該政党からの支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に關連してした支出について、当該支出に係る同号の総務省令で定める項目別の金額及び年月を当該政党の会計責任者に通知しなければならぬ。

2 前項の規定による通知を受けた政党の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該通知に係る前項に規定する政党からの支出について、同項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

3 第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するものをした当該政党の会計責任者に係る第十一条の規定の適用については、同条第一項中「すべての支出」とあるのは「すべての支出及び一件五万円未満の支出のうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に

係る公職の候補者に対するもの」と、同条第二項中「五万円以上の支出」とあるのは「五万円以上の支出及び一件五万円未満の支出のうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」とする。

4 前項に規定する政党の会計責任者による第十二条第一項及び第二項の報告書及び領収書等の写しの提出に係る同条第一項の規定の適用については、同項第二号中「合計金額」とあるのは「合計金額。以下この号において同じ。」と、「五万円以上のもの」とあるのは「五万円以上のもの及び一件当たりの金額が五万円未満のもののうち第十三条の二第一項に規定する政党からの支出で当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対するもの」とする。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十四条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容）</p> <p>第十四条 政党が当該政党に所属している衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者に対してする支出で金銭によるもの（以下この条及び次条において「政策活動費の支出」という。）については、政策活動費の支出の各年中における上限金額を定めるとともに、第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項の報告書が第一条改正後政治資金規正法第二十条第一項の規定により公表された日から十年を経過した後に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出の状況に係る領収書、明細書等の公開（そのための保存及び提出を含む。）をするものとし、その制度の具体的な内容については、早期に検討が加えられ、結論を得るものとする。</p>